



第97号

発行所 一迫花山商工会
栗原市一迫真坂字高橋10番地
電話 (0228) 52-3300
http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp
発行責任者 佐藤倫治

理事会だより

令和7年度第3回理事会

開催日時 令和7年12月17日
開催場所 一迫花山商工会
出席役員 15名

承認された議案は次のとおりです。

【第1号議案】会員の加入承認・脱退・変更等報告の件

【第2号議案】育児介護休業法等改正(令和7年10月1日施行)に伴う一迫花山商工会育児・介護休業等に関する規程の一部改正(案)承認の件

令和7年度上半期 監査会終了

令和7年度上半期監査会

令和7年11月18日に一迫花山商工会において、正副会長並びに担当職員の立ち合いのもと令和7年度上半期の監査会を実施いたしました。

監事による関係諸帳簿等の詳細な確認が行われ、内容は適正に処理されている旨の講評があり監査は終了いたしました。
(1)令和7年度上半期事業報告及

【第3号議案】経営発達支援計画の認定期間満了に伴う認定申請書(案)承認の件

【第4号議案】商工会中期計画(案)並びに商工会地域振興計画(案)承認の件

【報告事項】
①一迫花山商工会給与規程の一部改正(案)について
②2025「商工会年末大売出しスタンプラリー」の実施について

③令和7年度経営発達支援事業の上半期進捗状況について
④令和7年度上半期数値目標等の進捗状況について
⑤令和7年度上半期監査会の実施報告について

び一般会計・特別会計等について

①令和7年度上半期事業報告
②令和7年度上半期一般会計月末高試算表

③令和7年度上半期収入・支出の状況
④令和7年度上半期貸借対照表

⑤令和7年度上半期労働保険事務組合月末残高試算表(一般会計)

⑥令和7年度上半期労働保険事務組合月末残高試算表(特別会計)

⑦栗原市物価高騰支援生活応援商品券事業(特別会計)月末残高試算表

(2)その他の報告事項

令和7年度第4回理事会

開催日時 令和8年3月30日
開催場所 一迫花山商工会
出席役員 14名

承認された議案は次のとおりです。

【第1号議案】会員脱退・変更等報告の件

【第2号議案】商工会等職員の再雇用延長について

【第3号議案】商工会等職員の再雇用年齢引上げに係る諸規程の一部改正(案)承認の件
①一迫花山商工会勤務規程の一部改正(案)承認の件

⑥栗原市物価高騰支援生活応援商品券事業の実績報告について
⑦令和7年度補正予算(中小企業・小規模事業者等関連予算)について
⑧第65回商工会全国大会に係る全国連会長表彰の受賞について

①令和7年度上半期会員の加入・脱退等報告

②令和7年度上半期数値目標関係の進捗状況

③令和7年度上半期巡回・窓口相談指導実施報告

④自己財源比率の状況・市内商工会の財政状況

⑤事務受託事業の状況
(3)その他参考資料

①令和7年度事業計画の具体的な実施方針
②役員状況
③事務局の状況
④商工会職員定数管理計画

⑤商工会の監査
⑥監事の職務と役割
⑦会報の発行状況

令和7年度第4回理事会

開催日時 令和8年3月30日
開催場所 一迫花山商工会
出席役員 14名

承認された議案は次のとおりです。

【第1号議案】会員脱退・変更等報告の件

【第2号議案】商工会等職員の再雇用延長について

【第3号議案】商工会等職員の再雇用年齢引上げに係る諸規程の一部改正(案)承認の件
①一迫花山商工会勤務規程の一部改正(案)承認の件
②各種支援策・補助金等の情報について

②一迫花山商工会給与規程の一部改正(案)承認の件
③一迫花山商工会処務規程の一部改正(案)承認の件
【第4号議案】一迫花山商工会給与規程(通勤手当)の一部改正(案)承認の件

【第5号議案】部会・委員会の審議内容の報告について

【第6号議案】令和8年度事業計画重点事業(案)承認の件

【第7号議案】令和8年度予算編成の基本方針(案)及び中期財政計画(案)承認の件

【第8号議案】令和7年度経営発達支援事業の進捗状況について

【第9号議案】令和7年度会員増強運動「新規会員加入キャンペーン運動」の実施報告について

①令和7年度上半期会員の加入・脱退等報告

②令和7年度上半期数値目標関係の進捗状況

③令和7年度上半期巡回・窓口相談指導実施報告

④自己財源比率の状況・市内商工会の財政状況

⑤事務受託事業の状況
(3)その他参考資料

①令和7年度事業計画の具体的な実施方針
②役員状況
③事務局の状況
④商工会職員定数管理計画

⑤商工会の監査
⑥監事の職務と役割
⑦会報の発行状況

新会員紹介

(敬称略)

◆普通会員

◎長崎介護タクシー

代表者 佐々木 淳
業種 タクシー業
地区 一迫一本杉

※令和8年3月31日現在会員数 233名(組織率84.1%)

ご存じですか? 「中退共」の退職金制度

中退共は国の退職金制度!

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。
●自治体等独自の掛金補助
●外部積立型で管理も簡単
◎パートさんも家族従業員もご加入いただけます。

人材の定着につながります!

中退共 検索

お気軽にお問い合わせください
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎ 03(3907)1234
FAX 03(5955)8211

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

- 制度の特長
① 経営者のための退職金制度
② 掛金は全額所得控除
③ 受取時も税制メリット

他にもこんな特徴があります。
●月々の掛金は1,000円から
●契約者貸し付けの利用が可能
●共済金の受給権は差押禁止

経営セーフティ共済

- 中小企業倒産防止共済制度の特長
① 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
② 貸付条件は無担保・無保証人
③ 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。

制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模企業共済
経営セーフティ共済

小規模共済
経営セーフティ共済



国の重点支援地方交付金活用事業 栗原市物価高騰支援制度のお知らせ 中小企業者等への支援

中小企業等経営継続・成長支援金を交付します

◆中小企業等経営継続・成長支援事業とは

物価高騰等の影響により厳しい経営状況にある市内の中小企業及び小規模事業者が、販路開拓や生産性向上など、経営の継続と成長に向けた前向きな取組に要する経費の一部を交付するものです。

◆対象事業者は

市内に事業所等を有し、物価高騰等の影響により営業利益率が減少している事業者

※大企業は対象外

◆申請期間は

令和8年2月27日から5月29日まで

◆申請先は

商工観光部産業戦略課へ提出してください。

☎ 22-1220

※申請書類は、栗原市公式ウェブサイトからダウンロードするか産業戦略課で配布します。

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書
- ◇事業計画書
- ◇収支予算書
- ◇営業利益率が減少していることの報告書
- ◇補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し
- ◇その他市長が必要と認める書類

◆支援内容は

◇支援対象経費

販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開に要した経費

【販路開拓】

- 例) ・新たに実施するSNS広告、チラシ作成、ホームページ新設
- ・展示会、商談会への出展

【生産性向上】

- 例) ・セルフオーダー用端末やキャッシュレス化に必要な設備の導入
- ・商品の付加価値を高めるための生産設備の導入

【新商品・新役務の展開】

- 例) ・新メニューや試作品の開発
- ・新たに実施するネット通販、テイクアウト、キッチンカーでの移動販売

◆支援金の額

対象経費の2/3以内の額を助成

※上限額 100万円、下限額 10万円

※県補助と併用は不可



経営力強化・省エネ設備等導入支援金を交付します

◆経営力強化・省エネ設備等導入支援金とは

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内観光事業者(宿泊施設・飲食店等)の労働生産性を高める高付加価値化改修、観光DX推進や、エネルギーコストを構造的に削減する省エネ設備導入を支援し、持続可能な経営基盤の確立を目指すものです。

◆対象事業者は

- (1) 市内の温泉宿泊事業者
- (2) 市内のビジネスホテル事業者等(民泊事業者含む)
- (3) 市内の観光事業者

◆申請先は

商工観光部田園観光課へ提出してください。

☎ 22-1151

※申請書類は、栗原市公式ウェブサイトからダウンロードするか田園観光課で配布します。

◆申請期間は

令和8年5月1日から6月30日まで

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書
- ◇事業計画書
- ◇収支予算書
- ◇補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し
- ◇その他市長が必要と認める書類

◆支援内容は

◇支援対象経費

高付加価値化・食の多様性対応の推進、経営力強化に向けた観光DXの推進、施設の省エネ対策に資する設備・備品の購入・設置に要した経費

【高付加価値化・食の多様性対応の推進】

インバウンド誘客を見据えた客室等の高付加価値化改修、ユニバーサルデザイン化(多言語化・バリアフリー)改修など

【経営力強化に向けた観光DXの推進】

多言語対応のAIシステム、モバイルオーダーシステム導入など

【施設の省エネ対策に資する設備・備品の購入・設置】

省エネ型空調、高効率エアコン、省エネ型ボイラー・配管、二重サッシ等の高断熱窓、LED照明機器、太陽光発電、蓄電設備、節水トイレなど

◆支援金の額

対象経費の2/3以内の額を助成

※上限額 100万円、下限額 10万円

※他の補助と併用は不可



令和7年度制度改正等の 課題解決環境整備事業 「事業者向け講習会」が開 催されました。

去る十二月十七日、商工会館において、中小・小規模事業者十五名参加のもと、課題解決環境整備事業「事業者向け講習会」を開催しました。この事業は、労働法制、税制、民法等の制度改正等により生じる諸課題への対応や生産性向上に向け、中小企業・小規模事業者が理解を深め適切な対応ができるよう、本会と宮城県商工会連合会が連携して行う事業の一環として開催するものです。

今回の講習会では、(株)ミタス・パートナーズ代表取締役の本田信輔氏(名取市在住)を講師に迎え、「コロナ禍・コスト高のピンチをチャンスに」上手な値上げで利益確保」と題して、コロナ禍、物価高騰が続く中、小規模事業者の効率的な利益確保に取り組むための値上げの必要性や重要性、小規模事業者の強みを生かした値上げのタイミングや勝ち残り策など、今後の利益確保に向けた値上げのポイントについて、値上げ前、値上げ後の対応策を交えながら、しっかりと儲けるための値上げ実践論について解説がなされ、参加者には大変有意義な機会となりました。



青年部コーナー

「視察研修を開催」

去る令和8年2月2日と3日の二日間、青年部は青森県八戸市で視察研修を行いました。本研修には7名が参加し、多様な地域資源を有する八戸市を訪れ、地域経済振興に向けた取り組みについて学びました。

今回の視察研修では、蕪嶋神社や八戸ポータルミュージアム「はっち」、八食センターなどを訪れ、自然・歴史・食といった地域資源の活用方法や情報発信の工夫について学ぶことができました。各視察先において、実際の取り組みや工夫について現地へ触れることで理解を深め、参加者それぞれが多くの学びを得る機会となり、有意義な研修となりました。



女性部コーナー

「若手後継者研修会に参加して」

女性部活動の一環として、令和7年12月9日(火)一迫花山商工会研修室を会場に開催されました。講師には、みやぎ認知症応援大使の遠藤実氏を迎え「認知症になっても笑顔で暮らすために」をテーマにご講義をいただきました。

遠藤氏は60歳で「アルツハイマー型認知症」と診断され、困難な状況と向き合う日々を過ごしながらもご自身の人間力によりマイナスをプラスに変え、環境を整え「若年性認知症」と日々向き合い、現在は積極的に地域の方々とのふれあい、県内各地で講演活動を行い、ご自身の体験談や思いなどを伝えていらっしやいます。

認知症への関心と理解がより一層深まり貴重なお時間を共有させていただいた良い機会となり、有

「若手後継者研修会を開催」

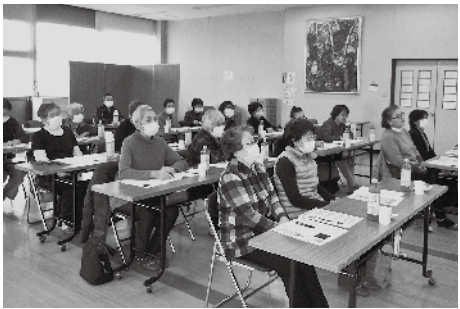
去る令和8年1月20日、一迫花山商工会館において、若手後継者等の資質向上を目的とした「青年部若手後継者等育成事業講習会」が開催されました。講師には第一印象研究所代表 杉浦永子氏をお招きし、「若手経営者のためのコミュニケーション向上研修」をテーマにご講義をいただきました。

講義では、アンガーマネジメントの事前診断を活用し、自身の怒りの特性や仕組みを理解するとともに、他者との違いを踏まえた適切な関わり方について学びました。また、診断結果をもとに、対人対応力や信頼関係構築力の向上について理解を深める内容となりました。

参加者は、自身の診断結果のキャラクター(動物やタイプ)について楽しみながら受講しており、講義中は積極的な意見交換も行われました。講習会には6名が参加し、それぞれが多くの学びを得られ、有意義な講習会となりました。



有意義な研修会となりました。遠藤氏は、歌が大好きで自慢の歌声をご披露下さり会場いっぱい笑顔の花を咲かせて下さいました。有難うございました。これからも益々のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。(女性部 阿部裕美)



人脈づくりのためにご参加ください

青年部・女性部活動

地域のネットワークが広がります



商工会では、青年部・女性部など同世代や同業種等での部会活動を行っています。交流を深めて人脈を広げることができます。

青年部及び女性部は、商工業の発展と魅力ある地域づくりを目指して、多彩な活動を展開していきます。例えば、企業経営に役立つネットワークづくりや異業種の交流、事業承継や女性の社会進出の支援はじめ、IT研修など、資質向上と地域経済の活性化に努めています。

青年部

若手経営者や若手後継者等で構成され、異業種の交流の場として活動が行われております。

主な事業としては講習会・視察研修会の開催、イベントへの出展など地域振興の担い手として、様々な活動を行っております。

女性部

女性経営者や事業主の奥様などで構成され活動しております。

主な事業としては各種研修会・講習会の開催やイベントへの出展、おもてなし事業など、様々な活動を通じて地域貢献、意見交換などを行っております。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを完了していれば、賃金引き上げ計画の事前提出は不要

(補助上限)30万円~600万円 (助成率)3/4 ~ 4/5
 (助成対象経費の例) 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
 経営コンサルティング 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
 その他 顧客管理情報のシステム化

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

[詳しくはこちら](#)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

(対象となる方)
 雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①~⑦までのいずれかを実施した事業主。

(支援内容) ※賃金規定等改定コースの場合
 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上 4%未満	4万円	5%以上 6%未満	6万5,000円
4%以上 5%未満	5万円	6%以上	7万円

※助成額は令和7年度の内容です

問合せ先 都道府県労働局

[詳しくはこちら](#)

デジタル化・AI導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

拡充!

- 最低賃金引き上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加算も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加算も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

問合せ先 サポートセンター: 0570-666-376

[詳しくはこちら](#)

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムを導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- 最低賃金引き上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加算も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加算も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による
 補助率:1/2~2/3

問合せ先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター: 0570-099-660

[詳しくはこちら](#)

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充!

- 最低賃金引き上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加算も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加算も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大4,000万円
 補助率:1/2~2/3

問合せ先 ものづくり補助金事務局 サポートセンター: 050-3821-7013

[詳しくはこちら](#)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠
 補助上限:50万円 賃金引き上げ特例:150万(乗せ)
 補助率:2/3 賃金引き上げ特例 赤字事業者は3/4)

問合せ先 <一般型・通常枠>
 商工会地区補助金事務局HP
 商工会議所地区補助金事務局HP
 電話番号:03-6634-9307

[詳しくはこちら](#)

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円
 補助率:1/2
 要件:100億宣言を行っていること
 投資額1億以上 他

問合せ先

[詳しくはこちら](#)

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合せ先

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ
- (I)工場・事業場型 (先進枠) 03-5565-3840 (一般枠/中小企業投資促進枠) 03-5565-4463
- (II)電化・脱炭素燃焼型 03-5565-3840
- (IV)エネルギー需要最適化型 03-5565-4773

[詳しくはこちら](#)

中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限:最大9,000万円
 補助率:1/2

問合せ先 新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム): https://shinjigyou.resv.jp/

[詳しくはこちら](#)

(令和8年1月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

デジタル化・AI導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

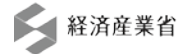
※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他の施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁
ミラサポplus



賃上げを後押しするその他施策

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。 ※令和7年度の交付申請は11月28日(金)まで!

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~500万円	6~360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50~120万円	

(※1)建設業の場合
 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
 (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

[詳しくはこちら](#)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれかが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

[詳しくはこちら](#)

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
 (※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

[詳しくはこちら](#)

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)
産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

働き方改革や経営改善に向けた相談先

賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！賃金引上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引上げ支援策を掲載

- ◆ 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引上げの取組事例等を掲載しています。
- ◆ 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら



賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

賃上げや最低賃金の対応をサポート！収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- ◆ 賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- ◆ 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が

企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点

取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

- 電話での御相談、オンラインでの御相談、対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

詳しくはこちら

問合せ先 フリーダイヤル：0120-418-618 ※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。



伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等)までお越しください。

※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

問合せ先

- <先端設備等導入計画の作成等>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制>
- ・中小企業税制サポートセンター
- 03-6281-9821

詳しくはこちら



企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号：0120-154-505

詳しくはこちら



賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号：0120-154-505

詳しくはこちら



国が情報発信！補助金の最新情報が届く国のサイト！

事業者のみなさまのミライをサポート！

今すぐ登録を！

プラス
ミラサポplus

人気の補助金がひと目でわかる！

検索もカンタン！



- ☑ 持続化補助金
 - ☑ IT導入補助金
 - ☑ 省力化補助金
 - ☑ ものづくり補助金
 - ☑ 新事業進出補助金
- などの補助金が多数！



さらに 国の補助金など、最新の情報をメールで受け取る！
ミラサポplusのメルマガに今すぐ登録！

登録は1分で完了

すでに18万人が登録！



ミラサポplusは
こちらから！

ミラサポplus 検索

ミラサポplus 中小企業向け補助金・総合支援サイト

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の 全国商工会会員福祉共済

保険会社引受部分・団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)

毎月ご加入いただけます!!

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です!

共済(補償)期間

2025年**11月1日**午後**4時**から2026年**11月1日**午後**4時**まで
中途加入の場合、毎月**1日**午前**0時**から2026年**11月1日**午後**4時**まで

ご加入できる方

商工会の**会員**とその**家族**、会員の**従業員**とその**家族**、商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であって健康な方が**対象**となります。

(「病気」の補償および「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)
※ただし2024年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。

「けが」の補償

「病気」の補償

補償内容がさらに充実しました

トータル「がん」補償

シンプル「がん」補償



大きな安心を手軽な掛金で全国商工会会員福祉共済制度

全国商工会連合会が運営する「福祉共済制度」。傷害プランは、職種・年齢・性別問わず、月額2,000円～の掛金で充実補償。さらに、医療特約(月額1,000円)を追加すれば、病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ・病気など幅広く対応しており、商工会会員とその従業員、商工会役職員(すべてのご家族含む)が対象です。

◎福祉共済のプラン一覧

<p>「けが」の補償 満6歳～80歳*1</p> <p>けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します</p> <p>傷害プラン 2,000円コース 傷害プラン 3,000円コース 傷害プラン 4,000円コース</p> <p>シニア傷害プラン 2,000円</p> <p>傷害ライトプラン 1,000円</p> <p>「熱中症」の補償 「個人賠償」の補償 他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します</p>	<p>「病気」の補償 満6歳～74歳*2</p> <p>疾病による入院、手術等を補償します</p> <p>医療特約 +1,000円</p> <p>シニア医療特約 +1,000円</p>	<p>「がん」の補償 満6歳～74歳*2</p> <table border="1"> <tr> <td>トータル「がん」補償</td> <td>シンプル「がん」補償</td> </tr> <tr> <td>がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します</td> <td>がんによる入院、手術等を補償します</td> </tr> <tr> <td>トータル「がん」補償 3,000円</td> <td>シンプル「がん」補償 3,000円</td> </tr> <tr> <td>シニアトータル「がん」補償 6,000円</td> <td>シニアシンプル「がん」補償 6,000円</td> </tr> </table>	トータル「がん」補償	シンプル「がん」補償	がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します	がんによる入院、手術等を補償します	トータル「がん」補償 3,000円	シンプル「がん」補償 3,000円	シニアトータル「がん」補償 6,000円	シニアシンプル「がん」補償 6,000円	<p>「生命」保障 保険年齢 6歳～65歳*3</p> <p>死亡と傷害または疾病による所定の高度障害状態を保障します</p> <p>共済期間：10年 掛金例 (共済金2口=1,000万円の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳</td> <td>1,470円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>40歳</td> <td>2,470円</td> <td>1,960円</td> </tr> <tr> <td>50歳</td> <td>4,690円</td> <td>3,220円</td> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>9,640円</td> <td>5,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</p>		男性	女性	30歳	1,470円	1,200円	40歳	2,470円	1,960円	50歳	4,690円	3,220円	60歳	9,640円	5,080円
トータル「がん」補償	シンプル「がん」補償																									
がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します	がんによる入院、手術等を補償します																									
トータル「がん」補償 3,000円	シンプル「がん」補償 3,000円																									
シニアトータル「がん」補償 6,000円	シニアシンプル「がん」補償 6,000円																									
	男性	女性																								
30歳	1,470円	1,200円																								
40歳	2,470円	1,960円																								
50歳	4,690円	3,220円																								
60歳	9,640円	5,080円																								

- ・「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます
- ・傷害ライトプランのみの加入はできません
- ・個人賠償責任補償、熱中症の補償は「傷害ライトプラン」には付帯されません
- ※1、新規加入は80歳、継続加入は満85歳まで ※2、新規加入は74歳、継続加入は満80歳まで ※3、新規加入は65歳まで

「けが」「病気」「がん」の補償は福祉共済および東京海上日動火災保険(株)が引受保険会社である団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)、総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要をご紹介します。「生命」保障は引受保険会社ジブラルタ生命保険(株)の集団契約特約付労働保険を引受商品としています。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」約款をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、商工会までお問い合わせください。

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会へ

商工会は行きます! 聞きます! 提案します!

一 迫 花 山 商 工 会

栗原市一迫真坂字高橋10 TEL.52-3300 FAX.52-2005

商工会

都道府県商工会連合会
全国商工会連合会

大切な、商工会会員の皆さまだからこそ 加入できる特別な制度です!

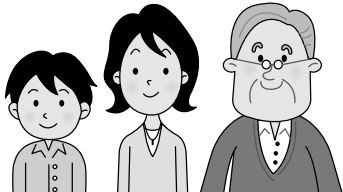
商工会会員とその家族、従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族が対象!
加入から共済金請求まで手続きは商工会の窓口で行なえます。

各プランのおすすめポイント!!

福祉共済は手頃な掛金で必要な補償に備えています!

「けが」の補償

- お子様(6歳)から高齢者まで補償!
(継続加入で85歳まで)



- 台風や水害によるけがも補償!



- 通院補償も充実!
ギプス(装具等は除く)
装着も補償*

*骨折等の部位および固定範囲によっては、補償の対象外となる場合があります。

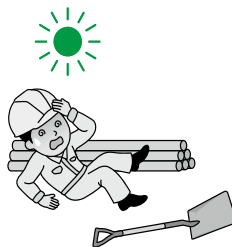


- ご職業による掛金差はありません



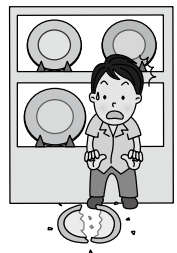
- 熱中症も補償!

※「熱中症」の補償は傷害ライトプランには付帯していません。

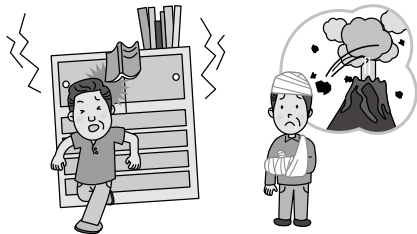


- 日常生活における賠償事故も補償

※「個人賠償」の補償は傷害ライトプランには付帯していません。



- 地震・噴火・津波によるけがも補償!



- 長期の入院でも安心!
最長1,000日まで補償!



- 月々2,000円から大きな補償!

死亡共済金は
1,000万円*
入院共済金は
8,000円/日* など

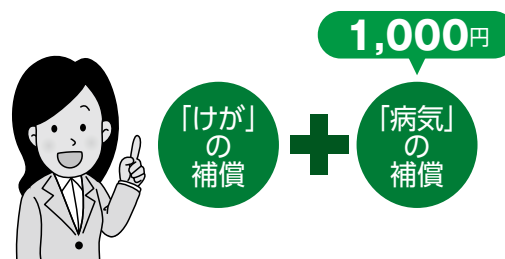
「けが」の補償



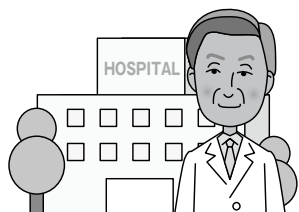
*交通事故の場合

「病気」の補償

- 「けが」の補償と同時加入により
月額1,000円で加入できます。



- 病気による入院・手術・放射線治療・
先進医療をすべてセットで補償します

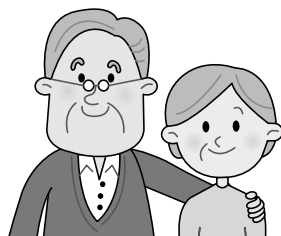


- 80歳まで継続加入ができ、掛け金
はそのまま!(新規加入は74歳まで)



「がん」の補償

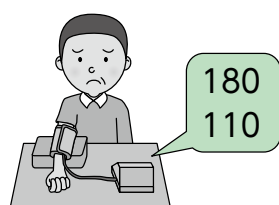
- 65歳以下は3,000円(満66歳以降
も掛金6,000円で同額補償を継続
します)



- がん診断共済金は初期のがんでも
「上皮内がん」や「白血病」でも減額せ
ずお支払いします



- 高血圧・糖尿病・脂質異常症の持病
があってもシンプル「がん」プランに
加入できます



「生命」の保障

- 新規加入は65歳まで
保険年齢* 6歳~75歳まで
幅広い年齢を保障

*保険年齢…被共済者の年齢は、満年齢で計算し1年未満の端数については6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月をこえるものは1年とします。



- 割安な掛金で
最高6,000万円まで保障!



- 配当金* があります
(令和5年度配当率 16.92%)

*配当はお約束できるものではありません。満期または共済金お支払時に支払われます。



小規模事業者経営改善資金融資制度

小規模事業者の方々の経営をバックアップする

マル経融資

のご案内

無担保・無保証人で
商工会の推薦に基づき、お申込みいただける
日本政策金融公庫の融資制度です

1 利率
2.40%
(令和8年3月2日現在)

2 ご融資額
2,000万円以内
※少額の利用も可能

3 返済期間
10年以内
(うち据置期間2年以内)

4 無担保・無保証人

5 経営指導員から経営に関するアドバイス

相談無料

※お申込み金額が1,500万円を超える場合は、事業計画書の提出が必要になります。

マル経融資はこのような使い方ができます

運転資金

- 仕入や買掛金、諸経費等の支払いに!
- 従業員の給与・賞与・賃上げの原資に!
- チラシ、ホームページ等の広告宣伝費に!
- 各種補助金の入金までのつなぎ資金に!

設備資金

- 営業や工事、運搬のための車両の購入に!
- 内装工事や看板設置などの店舗改装費用に!
- 機器や設備の導入や更新に!
- ソフトウェアやシステム導入に!

詳細は右面をご確認いただき、お問い合わせ先にご相談ください。

ご融資までのお手続きは、 商工会がサポートします!

マル経融資の流れ ※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。



マル経融資をご利用いただける方 ※法人・個人事業主問わずご利用いただけます。

- 業種** 商工業者であって日本政策金融公庫の融資対象業種であること
- 従業員数** 卸売業、小売業、飲食業、サービス業：5人以下
製造業、建設業、宿泊業、娯楽業等：20人以下
※常時使用する従業員
- 営業年数** 同一商工会の地区内で1年以上継続して事業を営んでいること
- 納税** 納期限が到来している所得税(法人税)、事業税、住民税(法人住民税)を原則として、すべて完納していること
- 経営指導** 商工会の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けていること

お申込み時にご用意いただくもの チェック!

法人企業の方

- 確定申告書・決算書の控え(いずれも直近2期分)
- 最近の試算表(決算後6ヶ月以上経過している場合)
- 納税確認書類(領収書または納税証明書)
①法人税 ②事業税 ③法人住民税
- 金融機関等借入金明細書
- 所有不動産の登記事項証明書(初回利用時のみ)
- 履歴事項全部証明書
- 見積書・契約書等(設備資金申込の場合のみ)
- 許認可・届出書(許認可対象業種の場合のみ)

※上記以外の書類も必要に応じ求める場合があります。

個人事業主の方

- 確定申告書・決算書の控え(いずれも直近2年分)
- 最近の試算表(決算後6ヶ月以上経過している場合)
- 納税確認書類(領収書または納税証明書)
①所得税 ②事業税 ③住民税
- 金融機関等借入金明細書(住宅ローン等含む)
- 所有不動産の登記事項証明書(初回利用時のみ)
- 本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付き)
- 見積書・契約書等(設備資金申込の場合のみ)
- 許認可・届出書(許認可対象業種の場合のみ)

※上記以外の書類も必要に応じ求める場合があります。

マル経融資(日本政策金融公庫ホームページ)

マル経融資の最新情報は「マル経融資」で検索または右記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

一迫花山商工会

〒987-2308 宮城県栗原市一迫真坂字高橋10
Tel 0228-52-3300

商工会活用事例

●経営力向上支援

専門家の指導で経営力向上

【利用者の声】

経営計画の策定で悩んでおり、商工会の経営指導員に相談したところ無料で専門家を派遣していただき適切なアドバイスを受け、今後の経営方針に役立ちました。

また、国の小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓につなげることができました。

●資金繰りのご相談

会員限定 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

日本政策金融公庫が商工会で経営指導を受けている小規模事業者の方々を対象に経営改善のため必要な資金を無担保・無保証人・低利で融資する国の制度です。

【利用者の声】

運転資金が乏しく資金調達を考えておりましたが、保証人も担保もあてがなく困っていたところ、商工会の経営指導員にマル経融資制度を進められ、商工会の推薦を受け、迅速かつスムーズに融資を受けることができました。無担保・無利息・低利で条件が有利な制度を利用しない手はありません。

●経理処理・税務申告

商工会がオススメする クラウド会計で楽々経理処理 商工会推奨の記帳システムです

- ◆だれでも使いやすい会計ソフト
- ◆充実したサポート体制であんしん
- ◆税制・法令改正対応も万全

【利用者の声】

商工会の勧めで、インターネットで楽に経理処理ができるクラウド会計を始めました。使い方も簡単で、税務申告期には、商工会の指導も受けながらスムーズな申告を行うことができ非常に助かっています。利用料金も格安で、毎日の経営に欠かせません。

また、正確な帳票が作成でき、各種支援金等の申請の際にも非常に役立ちました。

●労務の悩み解決

労働保険の事務代行

従業員が仕事中や通勤途中で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に補償される労災保険と、従業員が失業した場合に給付される雇用保険のことをいいます。また商工会委託により、原則労働保険に加入できない事業主や家族従事者も特別に労災保険に加入することができます。

- ・メリット1 事業主や家族従事者でも「特別加入」の労災保険に加入することができます。
- ・メリット2 保険料を3回に分割して支払うことができます。
- ・メリット3 ハローワークに行かなくても面倒な雇用保険等の手続きを事業所に代わって行います。
- ・メリット4 政府上乗せ補償に加入できます。経営事項審査で加点(15点)されます。

【利用者の声】

従業員を雇用しておりますが、煩雑な労働保険の事務処理を商工会に代行していただいております。総務部門の手間が省けますし、手続きを忘れるというリスクもなくなりました。

●健康診断費用の助成を受けコストダウン

健康維持増進支援事業(事業所健康診断費用の一部助成)

【利用者の声】

商工会が主催する従業員の健康診断費用の助成制度を利用しております。従業員を多く抱えているため、費用の一部助成はかなりのコストダウンにつながっております。

●巡回訪問で商工会が身近な存在に

【利用者の声】

商工会の職員の方が、定期的に訪問していただき、経営の各種情報提供や経営上の悩みなどの相談に乗っていただき、商工会は身近な相談相手として欠かせない存在です。

●安心、有利な各種共済・保険制度

そのほか、各種共済・保険制度などの福利厚生プランをご用意いたしております。